



三重県公報

令和3年7月30日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	選管告示		
36	当選の効力に関する審査申立てに対する裁決	(選挙管理委員会)	2

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 36 号**

令和3年5月24日付けで三重県伊賀市上野車坂町616-2 福村教親から提起されました同年3月28日執行の伊賀市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、同年7月28日に裁決しましたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により、次のとおり告示します。

令和3年7月30日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

裁 決 書

三重県伊賀市上野車坂町616-2

審査申立人 福村 教親

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和3年5月24日付けをもって提起された同年3月28日執行の伊賀市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、三重県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件選挙における当選の効力に関する申立人の異議の申出に対して伊賀市選挙管理委員会が令和3年5月14日付けで行った棄却の決定を取り消す。
- 2 本件選挙における当選人北山太加視の当選を無効とする。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、令和3年4月5日付けで伊賀市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出を行ったところ、市委員会は同年5月14日付けでこの申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人の北山太加視候補（通称「北山たかし」。以下「北山たかし候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てを行ったものである。

申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- 1 「北山たけし」票（別表1-1から別表1-9まで）及び「きたやまたけし」票（別表1-10）
原決定は、いずれも北山たかし候補の有効票と判断しているが、北山たかし候補及び増田雄候補（通称「増田たけし」。以下「増田たけし候補」という。）の2人の候補者の氏名を混記したものと無効票である。
- 2 「北山さとし」票（別表1-11及び別表1-12）
原決定は、北山たかし候補の有効票と判断しているが、北山たかし候補と岩田佐俊候補（通称「岩田さとし」。以下「岩田さとし候補」という。）の2人の候補者の氏名を混記したものと無効票である。
- 3 別表1-13の投票
原決定は、名の1文字目に●（判読不能）が記載され、その横に「か」と記載されており、北山たかし候補の名の一部を誤記したものと北山たかし候補の有効票と判断しているが、「た」と記載されているのを消して「か」と記載したように見え、わざわざ「た」を消して名を「かかし」と整えたのであるから北山たかし候補には投票しない積極的意思を示しているものであり無効票である。
- 4 「北川たかし」票（別表1-14）
原決定は、北山たかし候補の有効票と判断しているが、市川岳人候補（通称「市川がくと」。以下「市川がくと候補」という。）、北森徹候補（通称「北森とおる」。以下「北森とおる候補」という。）及び川上善幸候補（通称「川上よしひで」。以下「川上よしひで候補」という。）との類似性が認められ、2人以上の候補者の氏名を混記したものと無効票である。
- 5 「福岡のりちか」票（別表2）
原決定は、申立人（通称「福村のりちか」と福岡正康候補（通称「福岡せいこう」。以下「福岡せいこう候補」という。）の氏及び名を混記したものと無効票であると判断しているが、申立人の氏の一部を誤記したものと申立人の有効票である。

- 6 1～5より、北山たかし候補の得票数は14票減少し1,084票となり、申立人の得票数は1票増加し1,096票となるから、北山たかし候補の当選は無効である。
- 7 開披再点検で開示がされなかった無効票を開示させ、その具体的記載内容を別表1及び別表2の投票の記載内容と比較して投票の効力を審理されたい。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件を確認したところ、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第206条第2項に基づく適法なもの認められたので、これを受理し、市委員会から弁明書を徴するとともに、申立人からは反論書の提出を受けた。また、職権で市委員会から開披再点検録その他関係書類の提出を求めてこれを徴し、また開披再点検について質問を行い回答書を徴し、次のとおり慎重に審理した。

1 投票の効力について

投票の効力について、公職選挙法第67条後段において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない」と規定し、同法第68条第1項第8号は「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」は無効と規定している。

選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）であると解されている。

また、2人以上の候補者の氏名が混同して記載された投票の効力については、「投票を2人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである」（最高裁判所平成4年7月10日判決）とされている。その判断に当たっては、「字数が一致する程度、投票の記載中の候補者Aの氏又は名と一致せず他の候補者Bの氏又は名と一致するとされた部分が、その表示上又は音感上候補者Aの氏又は名とも類似しているか否か、その類似性の程度等に重点を置きながら、当該選挙における候補者の活動状況等も加味して、当該投票の記載自体を全体的に考察して判断する」（東京高等裁判所平成30年7月25日判決）ものと解されている。

いわゆる他事記載については、公職選挙法第68条第1項第6号により無効とされているが、その趣旨は「投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないもの」（仙台高等裁判所昭和63年6月30日判決）と解されている。

当委員会では、以上の考え方に従い、投票の効力を検討する。

(1) 「北山たけし」票（別表1-1から別表1-9まで）及び「きたやまたけし」票（別表1-10）

別表1-1から別表1-9までの投票は「北山たけし」、別表1-10の投票には「きたやまたけし」と明瞭に記載されている。

そして、これらの投票の「北山」ないし「きたやま」は本件選挙の北山たかし候補の氏と一致し、「たけし」は増田たけし候補の名と一致する。

そこで、北山たかし候補と増田たけし候補の氏名の類似性を検討すると、氏の「北山」と「増田」、「きたやま」と「ますだ」には全く類似性がない。名の「たかし」と「たけし」は音数が一致し、いずれも「た」で始まり、「し」で終わり、相違する「か」と「け」についても五十音行が一致し、全体的な語感も似ている。

よって、別表1-1から別表1-9までの投票は、氏の「北山」は「増田」と、別表1-10の投票は、「きたやま」は「ますだ」とそれぞれ著しく異なっていることから増田たけし候補への投票と考えることは困難であり、一方で名は両候補者に類似性があることから、名の「たけし」は北山たかし候補に投票する意思をもって名の一部の「か」を「け」と誤記したものと認められる。以上から、これらの投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難いものとはいえず、北山たかし候補の有効票と判断した市委員会の判断は妥当である。

(2) 「北山さとし」票（別表1-11及び別表1-12）

別表1-11及び別表1-12の投票は「北山さとし」と明瞭に記載されている。

そして、これらの投票の記載は「北山」は北山たかし候補の氏と一致し、「さとし」は本件選挙の岩田さとし候補の名と一致する。

そこで、北山たかし候補と岩田さとし候補の氏名の類似性を検討すると、氏の「北山」と「岩田」は全く類似性がない。名の「たかし」と「さとし」について、原決定は音感上類似性があるとしているが、音数が一致し、いずれも「し」で終わる点で一致するに過ぎず、名の前2字の「たか」と「さと」はいずれも表示上及び音感上異なっており、名の類似性は認められない。

公職選挙法において、投票の効力の判断に当たり、候補者の名よりも氏を優先させる規定は存在しないことから、氏及び名のいずれかを優先するのではなく、投票の記載全体を考察して判断するものである。よって、この投票は、岩田さとし候補が存在する以上、直ちに北山たかし候補への投票と断ずることはできず、北山たかし候補と岩田さとし候補のいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難いものといわざるを得ず、無効票と解するのが相当である。

これにより、北山たかし候補の得票数は2票減少する。

なお、原決定は両候補者の住所地が伊賀市印代であることから両候補者の活動状況等に類似性が認められるとし、両候補者を選挙人が混同しやすい要素として斟酌しているが、2人以上の候補者の氏名が混同して記載された投票の効力については、前述の東京高等裁判所平成30年7月25日判決において判示されており、「当該選挙における候補者の活動状況等も加味」するものであり、住所地の大字が一致することのみをもって直ちにその事情があったと推測できるわけではない。

(3) 別表 1-13 の投票

この投票は、氏は「北山」と明瞭に記載され、名の1文字目は抹消され、その右に「か」と記載され、名の2文字目及び3文字目に「かし」と記載されている。原決定は、名の1文字目の抹消された文字は判読不能であると判断している一方、申立人は「た」と記載されていたのを消して「か」と記載したように見えると主張する。

当委員会は、開披再点検録に添付された当該投票の写しにより、その記載を確認した。名の1文字目は、抹消線が複数筆にわたっており、抹消された文字と抹消線が重なってこれらを区別できず、抹消された文字は平仮名の「た」、「に」又はこれらの文字に類似する何らかの文字を記載したように推測できるものの、「た」とであると断定することはできない。当該記載の右に「か」と記載され、名が「かかし」となり、北山たかし候補の名の「たかし」と異なるが、投票の記載全体を見ると、名の1文字目の「か」のほかは北山たかし候補の氏名と一致する。

申立人は、わざわざ「た」を消して「か」と記載し、名を「かかし」と整えたのであるから、北山たかし候補に投票しない積極的意思を示していると主張する。そこで、他事記載についても検討する。前述の仙台高等裁判所昭和63年6月30日判決によれば、抹消部分のある投票が無効となるのは、その投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であってかつそれが明白である場合に限られるから、先に述べたとおり、抹消前の名の1文字目の元の記載の文字が明らかでない以上、意識的に誤って記載しそれを抹消したとは認められない。また、訂正後の記載である「かかし」が「案山子」などを意味する有意な他事記載であることが明白であるということもできない。

よって、北山たかし候補に投票する意思をもって、名の1文字目の「た」を「か」と誤記したものであり、北山たかし候補の有効票と判断した市委員会の判断は妥当である。

(4) 「北川たかし」票（別表 1-14）

別表 1-14 の投票には「北川たかし」と明瞭に記載されている。

申立人はこの投票が本件選挙の市川がくと候補、北森とおる候補及び川上よしひで候補との類似性が認められると主張するが、それぞれ「川」又は「北」の1字が一致するのみで、投票の記載全体を見たときに、表示上及び音感上全く類似性がない。一方で、この投票は北山たかし候補とは、氏の2文字目の「山」と「川」の1字を除くとその氏名に一致する。

「投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）であり、「投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名に合致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当」（最高裁判所平成4年7月10日判決）である。また、「山」と「川」はいずれも地形に関する文字であり観念的に類似しており、字

形も類似しており表示上の類似性もあることから、北山たかし候補に投票する意思を有するが、北山たかし候補の氏を誤って記憶し氏の一部の「山」を「川」と誤記したものと認めるのが相当である。したがって、この投票を北山たかし候補の有効票と判断した市委員会の判断は妥当である。

(5) 「福岡のりちか」票 (別表2)

別表2の投票には「福岡のりちか」と明瞭に記載されている。

そして、この投票の記載は「福岡」は福岡せいこう候補の氏と一致し、「のりちか」は申立人の福村のりちか候補の名と一致する。

申立人と福岡せいこう候補の氏名の類似性を検討すると、名の「のりちか」と「せいこう」とは全く類似性がない。氏の「福村」と「福岡」について原決定は、1文字目の「福」は一致しているが、2文字目の「村」と「岡」には、表示上及び音感上類似性は認められず、氏の「福村」と「福岡」の類似性はないとしているが、いずれも「福」から始まり、音数も一致することを踏まえると氏の類似性が認められる。

この投票は、名の「のりちか」は「せいこう」と著しく異なっていることから、福岡せいこう候補への投票と考えることは困難である一方で、氏の「福岡」は「福村」と類似性があり、この投票の全体の表記においても、氏の「岡」の1字を除けば申立人の氏名と一致する。よって、この投票の記載が両候補者のいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難いものとはいえず、申立人へ投票する意思をもって氏の一部の「村」を「岡」と誤記したものと申立人の有効票と解するのが相当である。これにより申立人の得票数は1票増加する。

2 調査の不足について

申立人は、無効票の633票のうち、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」50票、「2人以上の候補者の氏名を記載したもの」3票及び「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」118票の各投票用紙の具体的記載内容は令和3年5月9日に実施された開披再点検において明らかにされず、これらを開示させ、他の候補者の投票の効力の判断と上記の15票の記載内容を比較するよう主張する。さらに、他の候補者の投票の効力の取扱いからすれば、無効票として分類されている票の中には、本来は有効票であるべきはずの申立人の氏名と類似した記載の投票がある可能性が十分考えられると主張する。

しかし、開披再点検は、市委員会の定めた「開披再点検事務の手引き」によれば、白紙投票以外の無効票については、申立人の氏名の一部が記載され有効票であることが疑われる票がないかを、それぞれ2人1組からなる第1点検担当と第2点検担当で2回確認し、その後選挙管理委員の確認を受けていることから、開披再点検において申立人に関係する無効票の摘出は適正に行われたものと認められる。また、申立人の主張する他の候補者の投票の効力は、いずれも本審査申立てにおける投票の効力の審理に直接関係するものではなく、当委員会は上述の考え方にしたがって投票の効力の判断をするものである。

以上の結果から、申立人の得票数は1票増加し1,096票となり、北山たかし候補の得票数は2票減少し1,096票となる。

したがって、申立人の得票数は、最下位当選人の北山たかし候補の得票数と同数となるので、原決定の取消し及び北山たかし候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がある。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和3年7月28日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

教示

この裁決に不服がある者は、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、三重県選挙管理委員会を被告として、名古屋高等裁判所に訴えを提起することができる。

別表
1

4	3	2	1	番号
<p data-bbox="236 353 400 414">こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p data-bbox="240 465 389 987">北 山 たけし</p>	<p data-bbox="509 353 673 414">こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p data-bbox="497 443 628 987">北 山 たけし</p>	<p data-bbox="782 353 946 414">こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p data-bbox="778 488 855 824">北 山 たけし</p>	<p data-bbox="1054 353 1219 414">こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p data-bbox="1091 510 1182 965">北 山 たけし</p>	投票

8	7	6	5	番号
<p data-bbox="236 1308 400 1368">こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p data-bbox="240 1406 352 1756">北 山 たけし</p>	<p data-bbox="509 1308 673 1368">こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p data-bbox="533 1451 655 1883">北 山 たけし</p>	<p data-bbox="782 1308 946 1368">こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p data-bbox="804 1464 916 1877">北 山 たけし</p>	<p data-bbox="1054 1308 1219 1368">こうほしやしめい 候補者氏名</p> <p data-bbox="1078 1435 1177 1832">北 山 たけし</p>	投票

別表
1

12	11	10	9	番号
<div data-bbox="199 342 435 421" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>ごうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="199 421 435 1099" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 北 山 たけし </div>	<div data-bbox="474 342 710 421" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>ごうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="474 421 710 1099" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 北 山 さとし </div>	<div data-bbox="742 342 978 421" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>ごうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="742 421 978 1099" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> き た ゆ ま た けし </div>	<div data-bbox="1010 342 1246 421" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>ごうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="1010 421 1246 1099" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 北 山 たけし </div>	投票

		14	13	番号
		<div data-bbox="742 1296 978 1375" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>ごうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="742 1375 978 2063" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 北 川 たかし </div>	<div data-bbox="1010 1296 1246 1375" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>ごうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div data-bbox="1010 1375 1246 2063" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 北 山 たかし </div>	投票

別表2

			1	番号		
			<table border="1"><tr><td>こうほしやしめい 候補者氏名</td></tr><tr><td>福岡のりちか</td></tr></table>	こうほしやしめい 候補者氏名	福岡のりちか	投票
こうほしやしめい 候補者氏名						
福岡のりちか						

				番号
				投票

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
